

台風等自然災害時における生徒の登校について

愛媛県立西条高等学校

1 開校日及び長期休業中の補習

- (1) 登校開始の時点で西条市に、特別警報及び、大雨警報・暴風警報・洪水警報・大雪警報・暴風雪警報のうちいずれか1つが発令されていれば自宅待機とする。

正午までに解除された場合は、安全に配慮して登校する。

正午までに解除されない場合は臨時休校とする。

- (2) 西条市外の生徒は、居住市に上記の警報が発令されている場合は、西条市の状況いかんにかかわらず、自宅待機とする。ただし、居住市の上記の警報が解除され、西条市に警報が発令されていない場合は、登校する。

- (3) 登校開始の時点で警報が発令されていない場合でも、台風等の状況により警報になりそうな場合やその他の理由（地震・火災等）で危険がある場合は、保護者の判断により自宅待機とする。
(保護者から電話連絡)

2 サタデースクール

- (1) 午前7時の時点で西条市に、特別警報及び、大雨警報・暴風警報・洪水警報・大雪警報・暴風雪警報のいずれか1つが発令されていればサタデースクールを中止とする。

- (2) 西条市外の生徒は、サタデースクールが実施されている場合であっても、居住市に上記の警報が発令されている場合は、保護者とよく相談して受講するかどうか判断する。

3 模試

- (1) 午前7時の時点で西条市に、特別警報及び、大雨警報・暴風警報・洪水警報・大雪警報・暴風雪警報のいずれか1つが発令されていれば模試を翌日に順延する。(中止となった日の時間割を実施する。)

例

ア 月5日(土)実施予定の模試

・午前7時の時点で警報が発令されている場合 6日(日)に順延する。

イ 月6日(日)実施予定の模試

・午前7時の時点で警報が発令されている場合 延期する。

(ア) 翌日が休日または休業日の場合、翌日7日(月)に模試を実施する。

(イ) 翌日が開校日である場合、適宜検討して後日連絡する。

- (2) 西条市外の生徒は、模試が実施されている場合であっても、居住市に上記の警報が発令されている場合は、保護者とよく相談して受験するかどうか判断する。

4 部活動

上記に準ずる。

JR通学生のJR運休時の対応

- (1) 別の登校手段(車・バス等)で登校した場合は、遅れた時間については、公欠扱いとする。
(2) 別の登校手段があるにもかかわらず登校しなかった場合は、欠席扱いとする。
(3) 公共交通機関が全て運休し、他の交通手段がない場合は、担任に連絡して指示を受ける。
この場合、公欠扱いとする場合がある。

警報などの情報は、マスメディアで確認すること。学校への問い合わせはしないこと。